

平成26年度 NGO・外務省定期協議会
「第2回連携推進委員会」
協議事項：「NGOとODAの連携に関する中期計画」について

平成26年12月10日

タスクフォース

1 第1回連携推進委員会以降

平成26年7月末の第1回連携推進委員会以降、積み残しになっていた項目を議論するため、NGO、外務省及びJICAからなるNGOとODAの連携に関する中期計画」タスクフォースは、第9回、10回及び11回と3回の会合を開催し、意見交換を行った。第9回会合以降の議論の進捗状況を以下のとおり報告する（背景及び第8回会合までの議論については別紙を参照。）。

2 タスクフォースにおける積み残しの議論（各個別項目）

（※下記（2）及び（3）の青字下線部分は、NGO側及び外務省・JICA側の双方において基本的な方向性が一致した部分を示している。）

（1）「c・日本のNGOと国際機関の連携強化のための支援」

NGO側から、より多くの国際機関との間で連携を強化していきたいと考えており、特にハイレベルの訪日の際のアポ要請等今後個別具体的に相談していきたいと考えている、その際には外務省からの側面支援をいただきたい旨の要請があった。これに対し、外務省から、日本のNGOと国際機関の連携に対する外務省支援は、日本のNGOと国際機関との連携が強化されることは歓迎すべきことと認識する一方、①NGOと政府との連携強化の文脈での位置づけ、②日本のODAにおけるメリット、③もたらされる効果、の観点から支援の是非について検討する必要があること、NGO側からも在外公館との連絡・相談などを積極的に行うなどの努力が必要であることを指摘した。また、国際機関ハイレベルの訪日については、NGO側から具体的要望をいただければ駐日代表部に働きかけることは外務省としては可能としつつも、NGO側も常日頃から国際機関との関係構築、情報交換を行うべき等、議論した。

また、NGO側から、日本のNGOが国際機関と連携して持続的に事業を行っていくためには、国際機関や二国間ドナー機関等の援助コミュニティが形成されている各国の首都や人道援助等の拠点都市に日本のNGOとしても拠点をもち、常日頃から人的交流を図っていくことが必要だとして、これら拠点の形成を援助する仕組みが必要だとの提案があった。

外務省からは、こうした財政支援の実現には様々な困難な点がある、NGO側としても、まずは出張の機会等を利用して、国際機関との関係構築や人的交流を強化していくことが必要なのではないか等、議論した。

さらに、NGO側から、日本のNGOがグローバル課題に関して国際的に行われている議論に積極的に参画していくことは、日本が国際場裡においてグローバル課題に関する発言

力・プレゼンスを高めるうえでも重要であるため、NGOのグローバル課題に関する取り組みを支援してほしい、との要望があった。具体的には、現在もグローバル課題に関するNGOの能力強化や調査・研究などに活用されている「NGO研究会」を含む「NGO活動環境整備支援事業」等のNGO支援スキームを拡充し、また、これらの支援スキームを個別・単発で利用するだけでなく、パッケージとして、柔軟な運用の下で活用できるようにしてほしいとの提案であった。NGO側は、これらの支援により、グローバル課題にNGOとして十分に貢献できる人材の確保や国際会議への参加、政策提案など、日本のNGOとして、グローバル課題に関するNGOと日本政府との連携をさらに強化していくことができると説明した。これに対し、外務省から、アドボカシーNGOと外務省との連携について、今後検討していく必要がある分野であるとしつつ、アドボカシーNGOの人材の確保については「NGOインターン・プログラム」を今後も活用していただきたい、他方で、複数のNGO支援事業をパッケージ化して処理することは、行政の会計システム上難しい課題があり、個別のスキームを工夫しながら活用する必要がある等、議論した。

（２）「d・日本のNGOを通じた、あるいは直接的な、現地NGOへの支援と連携の質的・量的強化」

NGO側より、イスタンブール原則にもあるとおり、国際協力NGOは、現地のNGOをパートナーとして活動することを主流化しており、ひいては、国際協力NGOがより優れた事業実施能力を身に着けることにつながる、日本政府もパートナーシップ事業を通じてより優れた事業実施能力を持つ日本のNGOのより質の高いODA事業の実施が可能となる、また、日本のODAにとっても援助相手国の政府だけでなく現地の市民社会組織とも対話する機会を持つことにより、当該国の開発ニーズについて多様な当事者の意見を知り、援助政策をより包摂的にすることができる、一方で、日本NGO無償資金協力（N連）の「NGOパートナーシップ事業」の実施案件数は少ない、従って、日本政府としてもパートナー事業をより一層増やし、現地パートナーNGOを支援することを検討してほしい、また、JICAに対しては、開発福祉支援事業（CEP）を復活させてほしい旨の要望があった。これに対し、外務省から、現地NGOとのパートナーシップはイスタンブール原則による現地NGOの自立を支援する観点から重要と考えており、N連においても「NGOパートナーシップ事業」は既に支援対象となっている。パートナーシップ事業が少ないのはむしろNGO側のパートナー契約に対する経験が不足していることが理由ではないか、一方で、実質的にはパートナーシップ事業とすべき案件もN連事業に散見される等述べた。

以上の議論を踏まえ、双方はイスタンブール原則を踏まえ、今後、パートナーシップ事業を促進する要因等に関する研究を行ったり、パートナー契約の有益なひな形を準備したりする等しつつ、同事業の増加について検討していく。

また、JICAからは、CEPが廃止になった経緯（①外務省「草の根無償」との重複、②現行スキームでも現地NGOを支援可能という理由から、旧開発パートナー事業とともに発展的に草の根技協に統合）を説明し、草の根技協現行制度の実施を工夫することで現地NGO支援は可能である等の議論を行った。

（３）「i・連携を促進するためのNGO連携予算の大幅増額」

NGO側から、これまでのタスクフォースで議論した中期計画の各項目を実現するための外務省のNGO連携予算におけるNGO側としての総需要額をNGO諸団体に対して改めて調査したところ、約１０１億円が集計された、NGO側としては、相応の実施能力があり、ODAに貢献可能であるので、外務省に対し、今後できる限り同総需要額までの予算増額を検討していただきたい旨の提案があった。

これに対し、外務省から、ODA予算の厳しい現状、現行制度の効果的活用等について述べた。

議論の結果、外務省は今後もNGOと協議しながら、NGO連携に係わる予算の拡大にできる限り努力していくこととなった。

3 今後の予定

平成２６年度第２回連携推進委員会（１２月１０日、於：名古屋）において、第１回連携推進委員会の時点で未協議だった事項についてのタスクフォース会合での議論概要をNGO諸団体に対し報告することとなった。

また、第２回連携推進委員会での議論を踏まえて、平成２６年度第３回連携推進委員会までに「NGOとODAの連携に関する中期計画」の案文をとりまとめ、第３回連携推進委員会で議論し、今年度中に「同中期計画」をまとめることとする予定。

（了）